

平成24年10月5日
廃棄物減量等推進審議会

平成24年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

平成24年3月策定
平成24年8月改定

秋 田 市

平成24年度秋田市一般廃棄物処理実施計画

1 計画期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

2 一般廃棄物の種類および排出量見込み

種 類	排 出 量		合 計
家 庭 ご み	105,503t/年	289t/日	120,162t/年
粗 大 ご み	1,927t/年	5t/日	
資 源 化 物	12,732t/年	35t/日	
し 尿	23,082kl/年	63kl/日	45,300kl/年
浄 化 槽 汚 泥	22,218kl/年	61kl/日	

3 一般廃棄物（家庭系ごみ・事業系ごみ）の分別区分による処理方法

(1) 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家 庭 ご み	市(委託) 排出者	市	溶融	市	埋立
粗 大 ご み	市(委託) 排出者	市	破碎・溶融・ 資源化	市	埋立
金 属 類	市(委託) 排出者	市	破碎・溶融・ 資源化	—	—
空きびん、空き 缶、ペットボト ル、ガス・スプレー缶	市(委託) 排出者	市	資源化 (選別)	—	—
使用済み乾電池	市(委託) 排出者	資源化事業者 (委託)	資源化	—	—
古 紙	協同組合秋田古 紙回収協会	資源化事業者	資源化	—	—

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物）

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭ごみ	排出者 許可業者 資源化事業者	市	溶融	市	埋立
粗大ごみ		市	破碎・溶融 ・資源化	市	埋立
金属類		市	破碎・溶融 ・資源化	—	—
空きびん、空き缶、ペットボトル		市	資源化 (選別)	—	—
古紙		資源化事業者	資源化	—	—

(3) 他の市町村の一般廃棄物（岩手県災害廃棄物・潟上市可燃ごみ）

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
岩手県災害廃棄物 (可燃系混合廃棄物)	県の委託業者	市	溶融	市	埋立
潟上市一般廃棄物 (可燃ごみ)	潟上市および 同市委託業者	市	溶融	市	埋立

4 し尿および浄化槽汚泥の処理方法

種類	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	標準脱窒素 処理方式	—	—
浄化槽汚泥	許可業者				

5 一般廃棄物処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制・再資源化計画

(7) 廃棄物の発生抑制と循環型社会の推進

a 家庭系ごみの有料化事業

平成24年7月より家庭系ごみ有料化が実施されたことから、その制度の早期定着とともにごみ減量および資源化の促進を図る。

ごみ処理手数料収納業務については、収納管理システムを用い、適確な管理を実施。

b 資源集団回収推進事業

市民団体等が行う家庭から排出される資源化物の集団回収運動を奨励し、

家庭系ごみの発生抑制やリサイクルに対する市民の意識啓発を図る。

また、家庭系ごみ有料化と併行し、支援を拡充。

c 古紙ステーション回収システム

古紙ステーション回収を支援し、家庭系ごみの減量推進と資源の再利用を促進。

d 資源化物の祝日収集

平成24年7月より家庭系ごみ有料化の実施と併行し、資源化物（金属類、ペットボトル、空き缶、空きびん、使用済み乾電池、ガス・スプレー缶）の祝日（振替休日を含む）収集を実施。

(イ) ごみ減量活動の促進

a ごみ減量・分別啓発事業

市民、事業者にごみ減量・リサイクルへの取り組みを促すため、各種啓発事業を実施。

(a) 家庭系ごみ減量・分別啓発事業

町内会などの市民団体を対象にしたタウンミーティングの開催および市内スーパー等での減量キャンペーンの実施

(b) 事業系ごみ減量・分別啓発事業

事業所への訪問指導および多量排出事業者を対象とした優良事業者表彰の実施

b 生ごみ減量促進事業

家庭から排出される家庭ごみの約半分を占める生ごみの減量を一層推進するため、生ごみを堆肥化する容器の購入に対し補助し、ごみの減量に取り組む市民を支援するとともに家庭で手軽にできる生ごみ堆肥づくりの普及促進を図る。

c ごみ減量市民フォーラム開催

ごみ減量の必要性について、より一層の啓発を図るため3R月間においてフォーラムを開催。

(a) ごみ減量や環境に関する講演会

(b) ごみ減量、3Rの周知ブース運営

(ウ) その他の環境施策

a ごみ集積所巡回事業

ごみの集積所に関するごみの後出し、資源化物の抜取り、不適正排出などの問題に対処し、巡回パトロールによる調査・指導の徹底を図る。

b ごみ集積所設置費補助事業

ごみ集積所の収集箱の設置や修繕および被せネットの購入等に係る経費を補助し、各町内等負担軽減を図る。

c ごみ集積所管理システム構築

ごみ集積所の位置、形状、形態等の情報を一元化に管理するシステムを構築・運用し、市民からの問合せ等への迅速な対応と業務の効率化を図る。

d 不法投棄対策

家庭系ごみ有料化に伴う不法投棄防止対策としてパトロール等を強化し、不法投棄の抑止と啓発活動を実施。

e 指定ごみ袋交換事業

有料化の実施により、家庭で使い切れない家庭ごみ用袋を、各地区のコミュニティセンター等を会場に、新しい家庭ごみ用袋と交換。

f 一般廃棄物処理施設整備基金

家庭系ごみ有料化に伴う手数料収入の総額に相当する額の概ね2分の1の額を、処理施設の整備等のための基金とする。

イ 他の市町村の一般廃棄物処理計画

(7) 廃棄物の受入要件等について

a 岩手県災害廃棄物（可燃物）

(a) 岩手県沿岸北部地域（野田村）で発生した可燃系混合廃棄物に限る。

(b) 秋田県により現地で安全が確認された災害廃棄物（放射性セシウム濃度が100ベクレル/kg以下等）

(c) PCB廃棄物等特別管理廃棄物、石綿含有廃棄物、塩分含有率が高い漁網類、コンクリート塊その他危険物を含まないもの。

(d) 受入期間は平成24年9月4日～平成25年3月27日とし、受入予定量は8,042t（平成24年5月19日～同22日に実施された試験溶融分272tを含む）とする。

b 潟上市可燃ごみ

(a) 潟上市が焼却炉施設整備を行っている間に限り、潟上市内から発生する可燃ごみに限る。

(b) 受入期間は平成24年12月3日～平成25年3月30日とし、受入予定量は1,500tとする。

ウ 収集・運搬計画

(7) 収集区域の範囲

秋田市全域

(イ) 収集方法等

a 家庭系ごみ（家庭から排出される一般廃棄物）

（単位：t）

分別区分	排出方法	収集回数・方法	収集車両	収集運搬量	
家庭ごみ	家庭ごみ用又は資源化 物用指定ごみ袋(注1)	週2回(注3) ステーション収集	委託51台	66,519	
資源 化 物	空きびん	プラスチック製回収箱	委託14台	2,134	
	ガス・スプレー缶	プラスチック製回収箱		3	
	空き缶	資源化物用指定ごみ袋 (注2)		月2回(注4)	831
	使用済み乾電池	透明の小袋および資源 化物用指定ごみ袋(注2)		ステーション収集	27
	ペットボトル	資源化物用指定ごみ袋 (注2)		委託51台	814
	古紙(新聞、 ダンボール、紙 パック、雑誌 ・雑がみ)	品目ごとに紙ひもで結 束		協同組合 秋田古紙 回収協会 13台	7,742
金属類	資源化物用指定ごみ袋 (注2)	月1回(注4) ステーション収集	委託51台	582	
粗大ごみ(注5)	証紙(シール)を貼付	週1回 申込制による戸別 有料収集	委託3台	384	

(注1) 7月以降は新しい有料指定ごみ袋(家庭ごみ用)とし、旧家庭ごみ用又は旧資源化物用指定ごみ袋は使用できない。ただし有料対象外となる刈草・落葉、おむつについては資源化物用指定ごみ袋(旧資源化物用指定ごみ袋を含む)を使用することができる。

(注2) 7月以降も旧資源化物用指定ごみ袋は使用することができる。ただし家庭ごみ兼用として家庭ごみ用に使用することはできない。

(注3) 年始(1/1火～1/3水)を除き、国民の祝日および振替休日も収集を行う。

(注4) 国民の祝日および振替休日、海の日(7/16月)・敬老の日(9/17月)・体育の日(10/8月)・勤労感謝の日(11/23金)・振替休日(12/24月)・成人の日(1/14月)・建国記念の日(2/11月)・春分の日(3/20水)も収集を行う。

(注5) 収集運搬時に特別の扱いを要するもの(石油ストーブ・ガソリン携行缶・除湿機・コンクリートブロック・物干し台座・鉄アレイ・コイルスプリング等の自動車部品)などについては、大きさにかかわらず粗大ごみと同様の方法で収集する。

【市民の協力義務等】

- ・家庭からごみを出すときは、分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・家庭ごみおよび資源化物は収集日の午前6時から午前8時までに決められた集積所（ごみステーション）に出すこと。なお収集日に出す量は2袋までとするよう努めること。
- ・粗大ごみは事前に電話で収集の申込をしてから、指定された額面の証紙（シール）を貼付し、収集日の午前9時までに指定された場所へ出すこと。
- ・引っ越しや庭木・草の刈り込み等で多量に出るごみは、本市の施設へ自ら搬入するか、許可業者に収集を依頼すること。
- ・市が収集処理しないごみを排出する際は、市の指示に従い自ら処理を行うこと。

b 事業系ごみ（事業活動に伴って排出される一般廃棄物） （単位：t）

分別区分	排出方法	収集方法	収集車両	収集運搬量
家庭ごみ	家庭ごみ用又は資源化物用指定ごみ袋(注6)			38,984
資源化物	空きびん	プラスチック製回収箱等	排出者が自ら運搬又は許可業者が戸別収集	427
	空き缶	資源化物用指定ごみ袋(注6)		92
	ペットボトル	資源化物用指定ごみ袋(注6)		79
	金属類	資源化物用指定ごみ袋(注6)		1
	古紙(新聞、ダンボール、紙パック、雑誌類)	品目ごとに紙ひもで結束		—
粗大ごみ	—			1,543

(注6) 7月以降はごみ袋の指定がなくなり、家庭ごみについては半透明(袋4枚を重ねて新聞の文字が判読できる程度)又は透明の袋、資源化物については無色透明の袋を使用する。また、これまで使用してきた指定ごみ袋(家庭ごみ用、資源化物用指定ごみ袋)を使用しても差し支えない。

【事業者の協力義務等】

- ・分別区分に従い適正に分別するとともに、分別区分ごとの排出方法に従うこと。
- ・町内会等が設置する家庭系ごみ集積所には排出しないこと。
- ・本市の処理施設へ自ら搬入する場合は、市の定める受入基準に従うこと。

ｃ 本市で収集・処理しないごみ

区 分	品 目 例
有害性のある物	バッテリー・農薬・在宅医療廃棄物(注7)等
危険性のある物	プロパンガスボンベ等
引火性のある物	ガソリン・廃油・塗料等
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体を含むおそれのある包帯等
処理に支障を及ぼすおそれのある物	タイヤホイール・ドラム缶・ホームタンク(100L超)・ボイラー・モーター(5kg超)・丸太・耐火金庫・ピアノ・鉄板(50cm超)等
特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する物	エアコン・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・冷蔵庫および冷凍庫・洗濯機および衣類乾燥機
パーソナルコンピューター	デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・ディスプレイ等
小型二次電池等	充電式電池・ボタン型電池
リサイクルルートが確立されている物	自動車・自動二輪車・タイヤ・消火器等

(注7) 注射針等の鋭利な物および感染性を有する物に限る。

(ウ) 自ら搬入する場合の処理施設、開場時間および受入休業日

施 設 名	所 在 地	開場時間	受入休業日
秋田市総合環境センター	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝1番1	8:00 ~ 16:30	日曜、祝日および年末年始(12月29日~1月3日)

※再生可能な古紙は原則受入しない。また、開場時間、受入休業日は変更することができる。

エ 中間処理計画

(7) 溶融処理

施 設 名	所 在 地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 溶融施設	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝1番1	460 t / 日	144,309t	埋 立 2,915 t

※一般廃棄物(岩手県災害廃棄物および潟上市可燃ごみ含む)と併せて処理する。

秋田市公共下水道八橋終末処理場から発生する下水道汚泥(産業廃棄物)を含む。

(イ) 破碎・資源化处理

施 設 名	所 在 地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター 前処理破碎施設	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝1番1	10 t / 5 h	2,555 t	溶融 1,910 t
秋田市総合環境センター 第2リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝1番3	32 t / 5 h		

(ウ) 資源化処理

施設名	所在地	公称能力	処理計画量	残渣処理
秋田市総合環境センター リサイクルプラザ	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝1番1	空き缶 28 t / 5 h 空きびん 36 t / 5 h ペットボトル 10 t / 5 h	4,380 t	溶融 643 t

(エ) 資源化処理（民間施設）

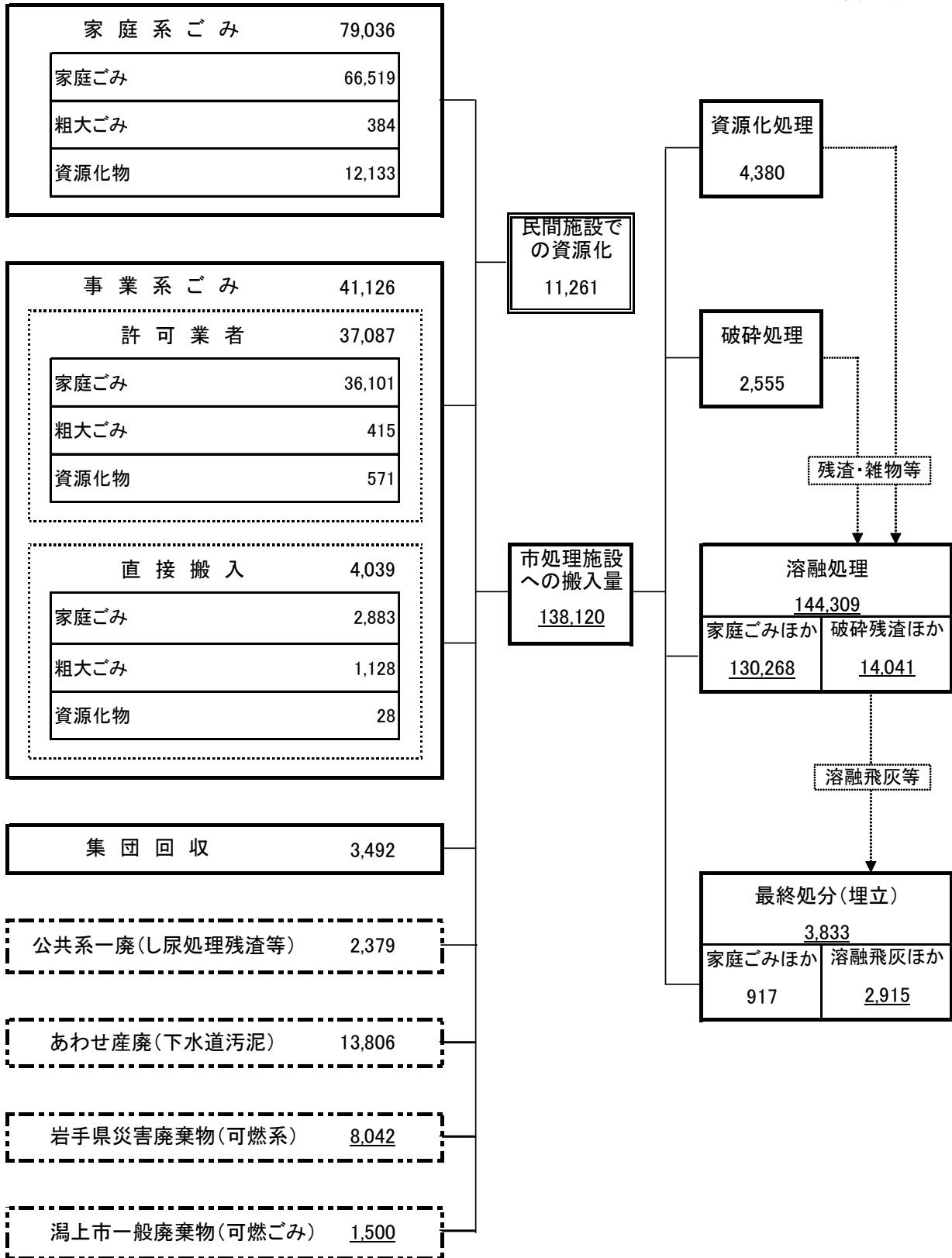
施設名	廃棄物種類	処理計画量
(有)エコ・リサイクルペーパーほか	古紙等	11,261 t

オ 最終処分計画

施設名	所在地	全体容量	残容量	処理計画量
秋田市総合環境センター 最終処分場	秋田市河辺豊成字 虚空蔵大台滝地内	1,500,000 m ³	203,000 m ³ (23年度末)	<u>3,833 t</u>

(参考)ごみ処理計画

(単位:t)



(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画

(平成23年3月31日現在)

区 分		人 口 (人)
行政区域内人口		322,092
水洗化・生活雑排水処理人口	公共下水道	250,401
	農業集落排水	10,000
	浄化槽（合併処理）	18,787
	水洗化・生活雑排水未処理人口（単独浄化槽）	22,870
非水洗化人口（くみ取り）		20,034

イ し尿・汚泥の処理計画

(7) 適正処理の推進

し尿および浄化槽汚泥について、環境負荷低減に配慮しながら安定的に適正な処理を行う。

また、浄化槽によるし尿等の適正な処理を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るとともに、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付し普及を促進する。

(イ) 収集・運搬計画

a 収集区域の範囲

秋田市全域

b 収集方法等

(単位：k1)

種 類	収集方法	収集運搬量
し 尿	当該区域を担当するし尿収集運搬許可業者が戸別収集	23,082
浄化槽汚泥	浄化槽清掃許可業者が戸別収集	22,218

(ウ) 中間処理計画

施 設 名	所 在 地	受入時間	受入休業日
秋田市向浜事業所	秋田市向浜一丁目 13番1号	7:00 ～16:30	第2・第4土曜 日曜 祝日および 年末年始(12月29日～1月3日)
処理方式	公称能力	処理計画量	し渣・汚泥排出量
標準脱窒素処理方式	200k1/日	し 尿 23,082k1 浄化槽汚泥 22,218k1	秋田市総合環境センターで 溶融 1,760 t

※受入休業日は変更することができる。